

議第174号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「(京都市先斗町駐車場を除く。)」を削る。

別表第1 京都市先斗町駐車場の項を削る。

別表第2 1 京都市先斗町駐車場の項を削り、同表1 京都市円山駐車場の項中

「

250

」を「

250円

」に改

め、同表1備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、同備考に次のように加える。

3 1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合の京都市円山駐車場及び京都市四条烏丸駐車場に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1日1回につき1,200円とする。

別表第2 2を削り、同表1を同表とする。

第2条 京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削り、同条第3項中「路外駐車場（京都市鴨東駐車場（以下「鴨東駐車場」という。）、京都市山科駅前駐車場及び京都市醍醐駐車場を除く。）」を「京都市円山駐車場」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「鴨東駐車場、京都市山科駅

前駐車場及び京都市醍醐駐車場」を「路外駐車場（京都市円山駐車場を除く。）」に改め、同項を同条第4項とする。

第14条第1項中「鴨東駐車場」を「京都市鴨東駐車場（以下この章において「鴨東駐車場」という。）」に、「及び原動機付自転車」を「（原動機付自転車を含む。次項及び第14条の4を除き、以下この章において同じ。）」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第14条の5を削る。

別表第1京都市四条烏丸駐車場の項を削る。

別表第2京都市四条烏丸駐車場の項を削り、同表備考3中「及び京都市四条烏丸駐車場」を削る。

別表第4京都市四条烏丸駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は市規則で定める日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、京都市四条烏丸駐車場」を削る。

提案理由

京都市先斗町駐車場及び京都市四条烏丸駐車場を廃止する必要があるので提案する。